

# 緩降機の確実な点検と交換のお願い

長期間設置された緩降機は部品の経年劣化等により、降下速度が安定しない可能性があります。

緩降機の規格は昭和40年（1965年）に省令で規定され、平成6年（1994年）に省令の改正があり規格が改定されました。

旧規格に適合した製品は型式失効となり、より安全性の高い新規格適合品へ更新されました。規格改定から28年が経過した令和4年（2022年）現在、防火対象物の改築や管理上の都合等により回収した製品について再試験を行ったところ、規格の範囲内ではありますが、新品出荷時とは明らかに違った降下速度となった製品が存在しました。これは製品に使用されている部品の経年劣化によるものと推定されます。



## 降下速度に変化が見られる場合は 経年劣化のサインです。

調速器の修理はできません。早めに交換をお願いいたします。



- ✓ 点検時において異常があると思われる製品
- ✓ 外観上のサビや汚れがひどい製品
- ✓ 10年以上点検されていない製品



メーカーに  
お問い合わせ下さい

# お知らせ

製造から30年を経過した製品については、メーカー点検は終了とさせていただきます。

メーカー点検とは、型式適合検定と同様の試験をすることで、出荷時と同等の性能であるかどうかを確認する点検です。

製造年	メーカー点検終了年
平成 6年 (1994年)	令和 5年 (2023年)
平成 7年 (1995年)	令和 6年 (2024年)
平成 8年 (1996年)	令和 7年 (2025年)
平成 9年 (1997年)	令和 8年 (2026年)
平成 10年 (1998年)	令和 9年 (2027年)

30年

※ 以降毎年

※ メーカー点検は法的に義務のあるものではありません。

緩降機（調速器）は確実な点検を行った上で、異常が見られる場合は速やかに交換をお願いいたします。

30年を経過した製品についてはメーカー点検は行いませんが、製品にトラブルがある場合には、引き続き責任を持って対応します。

## 緩降機は正しく使用しましょう

- 1 取付金具を伸張または回転させてセットします。(伸張や回転が不要の金具もあります)。取付金具のフック部分に調速器をセットし、リールを下に落とします。
- 2 着用具を頭からかぶり、ベルト部分が胸の下にくるように装着して上に引くと、固定されます。
- 3 調速器から着用具上部のロープが10cm程度になるように調節します。
- 4 ロープを二本とも握って、建物の外に出ます。
- 5 壁側を向いてロープから手を離すと降下します。軽く壁に手をつきながら姿勢を保ってください。

お問い合わせは  
緩降機メーカー (50音順)

上田消防建設株式会社  
〒534-0025 大阪府大阪市都島区片町 2-7-28  
TEL 06-6352-0811

オリロー株式会社  
〒112-0001 東京都文京区白山 4-25-6  
TEL 03-3814-7744

株式会社消防科学研究所  
〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町 4-11 第2南川ビル  
TEL 03-3665-0451



一般社団法人  
全国避難設備工業会

FEAN FIRE EQUIPMENT ASSOCIATION NIPPON

〒104-0045 東京都中央区築地 3-12-2 築地高野ビル 4階

TEL 03-6264-1065 FAX 03-6264-1068

mail info@zenkoku-hinan.or.jp

Web https://www.zenkoku-hinan.or.jp